

## 地方消費税率の引き上げ分に係る使途の明確化について

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%へ、令和元年10月1日より8%から10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費(人件費以外)に充てることとされています。

令和3年度の地方消費税(社会保障財源化分)の予算額及び予定充当先は以下のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)	70,000千円
【歳出】 地方消費税(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費	805,128千円

(単位：千円)

区分		令和3年度 予 算 額 A	うち人件費 B	社会保障 施 策 費 A - B	財 源 内 訳				
					特 定 財 源			一 般 財 源	
					国庫支出金	都支出金	その他		地方消費税交付金 (社会保障財源化分)
民生費	社会福祉費	362,888	41,894	320,994	58,104	78,521	1,135	183,234	15,931
	老人福祉費	385,259	0	385,259	4,286	54,792	2,860	323,321	28,110
	児童福祉費	408,121	59,366	348,755	108,781	113,219	8,209	118,546	10,307
衛生費	保健衛生費	287,339	71,568	215,771	1,003	22,850	11,891	180,027	15,652
合 計		1,443,607	172,828	1,270,779	172,174	269,382	24,095	805,128	70,000

※区分は地方財政状況調査の歳出区分による

※各区分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)充当額は、各区分の一般財源で按分